

倫理綱領

前文

社会福祉法に基づき社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人愛護会は、利用者はもとより地域社会における福祉の充実に貢献するため適正かつ活力ある経営に努めなければならない。

同法人経営の保育園は、高い公共性と倫理性を旨とし、保護者の負託に応えとともに乳幼児の最善の利益を考慮し、子どもの福祉を積極的に増進することに最も相応しい場でなければならない。また、地域社会における子育て支援の主導的役割を果たすため、ここに倫理綱領を定めます。

1 生命の尊厳

私たちは、乳幼児を一人の人間として尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な保育サービスの提供に努めます。

2 個人の尊重

私たちは、乳幼児の発達に応じた、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3 人権の擁護

私たちは、乳幼児に対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、子どもの権利を擁護します。

4 秘密の保持

私たちは、正当な理由がなく、業務上知り得た個人の秘密を漏らすことなく、守秘を義務とします。

5 保育の環境

私たちは、法人・保育園の機能及び地域にある人的・物的社会資源を広く活かし保育環境を整えます。

6 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、進んで研修・研究を重ね、自らの資質の向上を図り、広い視野をもって保育の充実に努めます。

平成14年12月28日制定
社会福祉法人愛護会 保育事業部会